

横浜市工事成績評定基準の改定について

平成 27 年 4 月に国土交通省が策定した「発注関係事務の運用に関する指針」において、発注者間の工事成績データの共有化、相互活用が示されました。横浜市も国土交通省の基準に準拠するため、工事成績評定基準を改定します。

●改定する基準

下記 2 編について改定します。

- 工事成績評定基準（土木工事編）（2019 年 4 月 1 日施行版）
- 工事成績評定基準（建築工事編）（2019 年 4 月 1 日施行版）

本基準は、2019 年 4 月 1 日以降に実施する検査から適用となります。

また、「工事成績評定基準（土木工事編・建築工事編）」は横浜市ホームページにおいて公表いたします。

（ <http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/org/kokyo/hyouteikijyun/> ）

●主な変更点

- ・現状の「土木工事編」・「建築工事編」・「設備工事編」の 3 編構成から、「土木工事編」と「建築工事編」の 2 編構成になります（設備工事編の内容は 2 編の中に組込まれています）。

- ・ 4 人の評価者の評点割合が変更になります。

現行版： 担当監督員：主任監督員：総括監督員：技術検査員 = 3：2：1：4

改定版：（担当監督員 & 主任監督員）：総括監督員：技術検査員 = 4：2：4

- ・出来形及び出来ばえの評価基準が変更になります。

現行版： 5 段階（a, b, c, d, e）

改定版： 7 段階（a, a', b, b', c, d, e）

- ・総合評価落札方式の履行状況が反映されます。

- ・法令遵守に係る評価に関する措置内容に変更があります（裏面の一覧表参照）。

横浜市工事成績評定基準法令遵守等の該当項目一覧表（2019 年 4 月 1 日施行版）

措置内容	措置点数／回
1. 指名停止 3ヶ月以上	- 20点
2. 指名停止 2ヶ月以上 3ヶ月未満	- 15点
3. 指名停止 1ヶ月以上 2ヶ月未満	- 13点
4. 指名停止 2週間以上 1ヶ月未満	- 10点
5. 文書警告	- 8点
6. 口頭警告	- 5点
7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭警告以上の処分が行われなかった場合	- 3点
8. その他	- 3点